

国立研究開発法人物質・材料研究機構

施設及び設備の外部への共用に関する規程

平成14年5月23日

14規程第34号

改正：平成16年11月 9日 16規程第51号

改正：平成18年 3月28日 18規程第39号

改正：平成19年 3月20日 19規程第17号

改正：平成20年 3月25日 20規程第30号

改正：平成21年 3月 2日 21規程第15号

改正：平成23年 4月27日 23規程第39号

改正：平成24年 7月31日 24規程第64号

改正：平成25年 3月26日 25規程第14号

改正：平成27年 3月24日 27規程第69号

改正：平成27年 7月28日 27規程第118号

改正：平成28年 3月29日 28規程第11号

改正：平成28年 5月24日 28規程第91号

改正：平成30年 1月30日 30規程第1号

改正：平成31年 3月26日 2019規程第23号

改正：令和2年 3月10日 2020規程第16号

改正：令和3年11月30日 2021規程第81号

改正：令和4年12月27日 2022規程第67号

改正：令和5年 2月28日 2023規程第52号

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人物質・材料研究機構法（平成11年法律第173号）第15条第3号及び国立研究開発法人物質・材料研究機構業務方法書第13条から第16条までの規定に基づき、国立研究開発法人物質・材料研究機構（以下「機構」という。）が行う施設及び設備の外部への共用について基本的な事項を定め、もって共用に係る業務の円滑な実施を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「共用」とは、機構が保有する共用設備等を、科学技術に関する研究開発を行う機構外の研究者等（以下「利用者」という。）の利用（国立研究開発法人物質・材料研究機構共同研究の実施に関する規程（平成13年11月8日 13規程第7

- 2号)第20条の規定による研究施設及び装置の使用を除く。)に供することをいう。
- 2 この規程において「共用設備等」とは、機構が保有する施設及び設備(データベースを含む。)のうち外部への共用に供するものをいう。
- 3 この規程において、「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。
- 一 特許権、実用新案権、意匠権、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号。以下「半導体集積回路法」という。)に規定する回路配置利用権、種苗法(平成10年法律第83号。以下「種苗法」という。)に規定する育成者権及び外国におけるこれらの権利に相当する権利
 - 二 特許を受ける権利、実用新案登録を受ける権利、意匠登録を受ける権利、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、品種登録を受ける地位及び外国におけるこれらの権利に相当する権利
 - 三 著作権法(昭和45年法律第48号。以下「著作権法」という。)に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物(以下「プログラム等」という。)の著作権並びに外国におけるこれらの権利に相当する権利
 - 四 前三号に掲げる権利の対象とならない技術情報(実験データ、サンプル等の試料及び図面等を含む。)のうち、秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、機構と外部有償利用者の合意の上、特に指定するもの(以下「ノウハウ」という。)

(共用設備等の利用の原則)

第3条 共用設備等の外部への共用は、必要に応じ機構の協力を得つつ、主体的に研究開発を行う利用者に対して行うものとし、利用中の共用設備等の維持管理、実験データ等の取得、試料等の処理、データベースシステムへのアクセス・検索等は、利用者自らがこれらを行うことを原則とする。

(共用設備等の指定)

第4条 機構は、その保有する施設及び設備のうち外部への共用に供するものを、共用設備等として指定する。

- 2 共用設備等の指定は、プラットフォーム長その他の共用設備等の管理を監督する者(以下「プラットフォーム長等」という。)の選定に基づき、技術開発・共用部門長その他の共用設備等を管理する部門又はセンターの長(以下「技術開発・共用部門長等」という。)の同意の下に、当該組織を担当する理事(以下「担当理事」という。)が決定する。
- 3 前項の指定の変更及び解除は、担当理事が決定する。
- 4 前2項に規定する共用設備等の指定、解除又は変更を行う場合にあっては、それぞれ指定の様式をもって申請するものとする。

(共用設備等の指定要件等)

第5条 共用設備等の指定は、外部への共用に供することにより機構の研究業務の遂行に重大な支障が生じるおそれがない施設及び設備に対して行う。

- 2 前項の共用に割り当てる時間は、機構の研究業務の遂行に差し支えない範囲とする。
(共用設備等の管理責任者)

第6条 プラットフォーム長等は、プラットフォーム等に所属する職員の中から、第4条第2項に基づき指定を受けた共用設備等の管理責任者（以下「管理責任者」という。）を指名する。

- 2 管理責任者は、共用を行う場合における共用設備等の維持管理、共用中の利用者の安全確保及び共用の調整等に係る業務を実施する。

(外部への共用に関する方針)

第7条 共用設備等の外部の利用者への共用は、機構自らの研究開発の実施に支障を来たさない範囲で、当該利用者が行う研究開発の課題（以下「研究課題」という。）の公共性、緊要性、当該共用設備等を利用する必要性、利用期間等を勘案して行うものとする。

(外部への共用に係る研究課題の選定)

第8条 共用設備等を利用させる外部の利用者の研究課題は、前条の方針に基づき、別に設置する委員会等において選定するものとする。

(外部への共用に係る約款)

第9条 機構は、共用設備等の外部への共用に関し、約款を定め、共用設備等の利用を希望する外部への利用者に対し、提示しなければならない。

- 2 前項の約款（クリープ試験機、MatNaviデータベースシステム及びAtomWork-Advデータベースシステム並びに材料データリポジトリ及びRDEシステムの共用に関する約款を除く。）は、以下の事項について定めるものとする。

- 一 共用設備等の名称、仕様等に関すること。
- 二 利用の申込みの方法に関すること。
- 三 利用者が遵守すべき事項に関すること。
- 四 機構による研究基盤料相当額の徴収に関すること（役務提供、技術指導及び技術代行）。
- 五 利用料に関すること。
- 六 利用の報告に関すること。
- 七 知的財産権に関する取り扱いに関すること。
- 八 秘密の保持に関すること。
- 九 利用に係る責任及び免責に関すること。
- 十 前各号に掲げるもののほか、利用に関して必要な事項

- 3 クリープ試験機の利用に関する約款は、以下の事項について定めるものとする。

- 一 試験の種類に関すること。
- 二 試験の申込手続き、試験事項の変更の手続き等の手続きに関すること。
- 三 試験料及び徴収方法に関すること。
- 四 試験に係わる責任及び免責に関すること。

- 五 前各号に掲げるもののほか、試験に関して必要な事項
- 4 MatNaviデータベースシステム及びAtomWork-Advデータベースシステムの利用に関する約款は、以下の事項について定めるものとする。
- 一 利用の対象となるデータベースシステムの仕様に関すること。
 - 二 利用の申し込み手続き、登録事項の変更の手続き等の手続きに関すること。
 - 三 利用料及び徴収方法に関すること。（MatNaviデータベースシステムを除く。）
 - 四 利用に係わる責任及び免責に関すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、利用に関して必要な事項
- 5 材料データリポジトリ及びRDEシステムの利用に関する約款は、以下の事項について定めるものとする。
- 一 利用の対象となるシステムの仕様に関すること。
 - 二 利用の申込み、登録事項の変更等の手続きに関すること。
 - 三 利用者が遵守すべき事項に関すること。
 - 四 データの権利に関すること。
 - 五 利用に係る責任及び免責に関すること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、利用に関して必要な事項
- 6 共用設備等の外部への共用は、約款に基づいて行わなければならない。
- 7 機構は、必要に応じて約款を改訂しなければならない。
- （利用申込み）
- 第10条 共用設備等の外部の利用者として利用を希望する者は、あらかじめ当該共用設備等の管理責任者の承諾を得た上で、約款に定めるところにより、技術開発・共用部門長等に対し、利用の申込みを行うものとする。
- 2 前項の申込みを受けた技術開発・共用部門長等は、前項の申込が次の各号に掲げる要件を全て満たしているときは、利用を受け入れるものとする。
- 一 第4条により指定された共用設備等であること。
 - 二 利用が、科学技術の振興、社会・経済への貢献等の公共性を有するものであること。
 - 三 利用が機構の研究業務遂行上重大な妨げとなるおそれがないこと。
 - 四 利用者が、約款に定める遵守事項に違反するおそれがないこと。
 - 五 利用者が、第12条並びに約款に定める利用料等を負担する能力を有していること。
 - 六 利用者又は利用者の所属機関が、第18条に定める損害を賠償する能力を有していること。
- （利用の取消し）
- 第11条 技術開発・共用部門長等は、前条第2項に定める要件のいずれかが満たされない事態が生じた場合には、前条第2項の共用設備等の利用の受入を取り消すことができる。
- （利用料）
- 第12条 機構は、外部の利用者から約款に定める利用料を徴収する。

(利用料の免除)

第13条 機構は、外部の利用者が国、地方公共団体及びその他公法人である場合又は特殊な事情がある場合には、前条に定める利用料の一部又は全部を国立研究開発法人物質・材料研究機構対価発生業務にかかる積算及び配分に関する細則(平成24年7月31日24細則第13号)の定めにより免除することができる。

(利用料の返還)

第14条 機構は、約款の定める場合を除き、外部の利用者から徴収した利用料を返還しないものとする。

(知的財産権)

第15条 外部の利用者が共用設備等を利用して行った研究開発により得られた知的財産権の帰属については、約款で定める。

(利用の中止)

第16条 機構は、約款の定めにより、外部の利用者に対して共用設備等の利用の中止を命ずることができる。

(利用料の算定)

第17条 利用料の詳細は、国立研究開発法人物質・材料研究機構対価発生業務にかかる積算及び配分要領(平成24年7月31日24本施第3550号)第4条に基づき定める。

(損害賠償の要求)

第18条 機構は、約款の定めにより、外部の利用者に対して損害賠償を請求することができる。

(庶務)

第19条 外部への共用に係る庶務は、共用設備等を管理する部門又はセンターにおいて行う。

附 則

この規程は、平成14年5月23日から施行する。

附 則(平成16年11月9日16規程第51号)

この規程は、平成16年12月1日から施行する。

附 則(平成18年3月28日18規程第39号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月20日19規程第17号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月25日20規程第30号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月2日 21規程第15号）

この規程は、平成21年3月10日から施行する。

附 則（平成23年4月27日 23規程第39号）

この規程は、平成23年4月27日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成24年7月31日 24規程第64号）

この規程は、平成24年8月1日から施行する。

第3条の定めについては、平成24年度に限り、現行の共用設備等を準用する。

附 則（平成25年3月26日 25規程第14号）

この規程は、平成25年3月26日から施行する。

附 則（平成27年3月24日 27規程第69号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年7月28日規程第118号）

この規程は、平成27年7月28日から施行する。

附 則（平成28年3月29日 28規程第11号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年5月24日 28規程第91号）

この規程は、平成28年5月24日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成30年1月30日 30規程第1号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月26日 2019規程第23号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月10日 2020規程第16号）

この規程は、令和2年3月10日から施行する。

附 則（令和3年11月30日 2021規程第81号）

この規程は、令和3年12月1日から施行する。

附 則（令和4年12月27日 2022規程第67号）

この規程は、令和5年1月17日から施行する。

附 則（令和5年2月28日 2023規程第52号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。